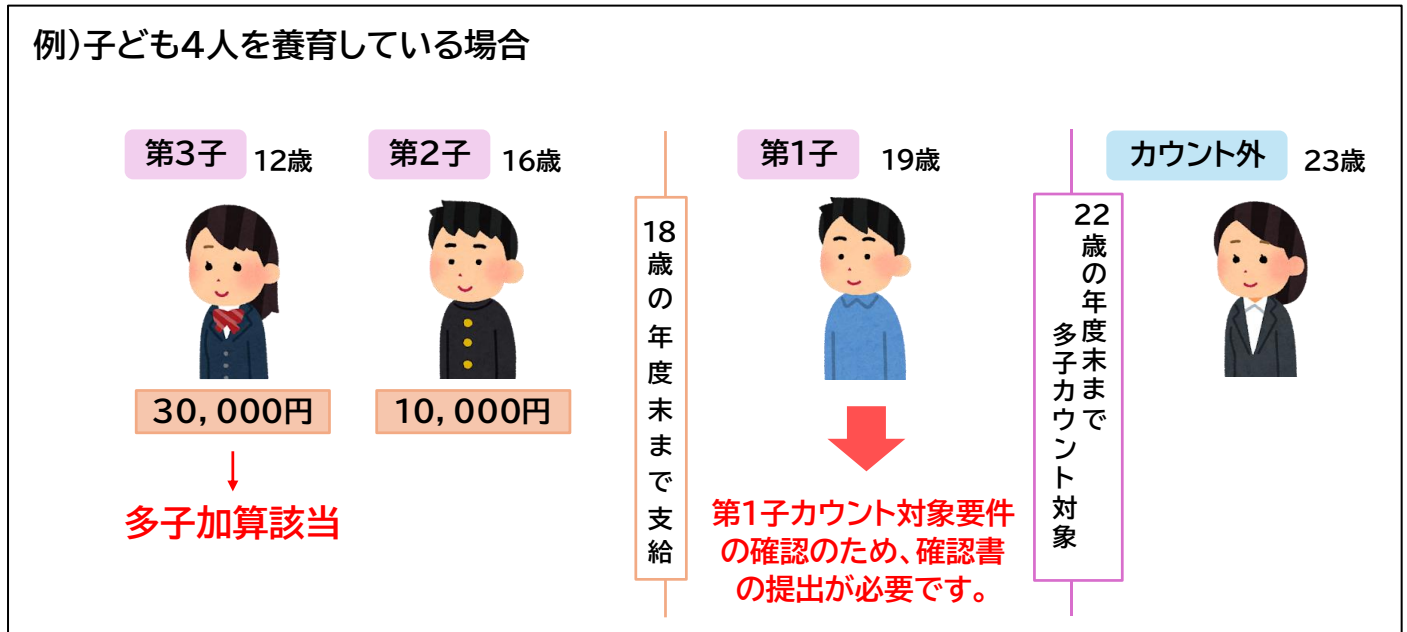


児童手当の18歳の年度末以降のお子さんの多子加算のカウントについて

(※3人以上のお子さんがいる方のみ)

児童手当制度において、18歳の年度末以降のお子さん(大学生年代のお子さん)は、手当の支給対象にはなりません。22歳の年度末までは多子加算のカウント対象となり、引き続き第3子以降のお子さんについて、30,000円の支給となります。なお、多子加算のカウント対象とするには、そのお子さんを養育しているか、生計費を負担しているかの確認書(「監護相当・生計費の負担についての確認書」)の提出が必要です。※その都度提出必要(以下【確認書等の提出時期】参照)

▼多子加算のカウント対象のイメージ



▼18歳の年度末後の支給額のイメージ

18歳の年度末まで			18歳の年度末以降22歳の年度末まで					
			確認書の提出あり			確認書の提出なし		
12歳	16歳	18歳	13歳	17歳	19歳	13歳	17歳	19歳
第3子	第2子	第1子	第3子	第2子	第1子	第2子	第1子	—
30,000円	10,000円	10,000円	30,000円	10,000円	—	10,000円	10,000円	—

【確認書等の提出時期】

- ① 18歳の年度末 … 3人以上のお子さんがある世帯全員対象
- ② 4年制の大学に進学の場合 … ①以降、提出不要
- ③ 短大・専門学校等に進学の場合 … 卒業予定年月
 その後22歳の年度末まで毎年1回(6月の現況確認時)
- ④ 進学しない(無職・就職等)場合 … 22歳の年度末まで毎年1回(6月の現況確認時)
- ⑤ 対象児童が婚姻・独立等で経済的負担をしなくなった時

上記①、③、④の時期については、対象の方に町から通知をしますので、確認書のご提出をよろしくお願いいたします。